

行田市立小学校及び中学校学習者用情報端末等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒に対する学習者用情報端末等の貸与に関して、必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品等)

第2条 この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 情報端末本体（タブレット端末をいう。）及びその附属品（以下「情報端末等」という。）
- (2) 情報端末等をインターネットに接続するための機器（以下「モバイルルーター」という。）

2 前項第2号のモバイルルーターについては、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有する台数の範囲内で貸与を行うものとする。

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 情報端末等 学校に在籍する児童及び生徒（以下「利用者」という。）
- (2) モバイルルーター 家庭内にインターネットに接続するための通信環境が整備されていない世帯の利用者のうち、貸与を希望する者

(貸与期間)

第4条 情報端末等の貸与期間は、利用者が当該貸与を受けた日に在籍する学校を卒業するまでの期間とする。

2 モバイルルーターの貸与期間は、教育委員会が学校長と協議の上、決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が前条第2号に規定する貸与対象者に該当しなくなったときは、利用者は直ちにモバイルルーターを返却するものとする。

(貸与の届出)

第5条 情報端末等の貸与を受けようとする利用者の保護者（以下「情報端末等の

貸与申込者」という。)は、情報端末等の貸与に係る同意書(様式第1号)を利用者の在籍する学校長に提出するものとする。

- 2 モバイルルーターの貸与を受けようとする利用者の保護者(以下「モバイルルーターの貸与申込者」という。)は、モバイルルーター貸与届出書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

(貸与物品の管理)

第6条 情報端末等の管理は、学校又は校外学習において使用する場合は、利用者の在籍する学校長が行うものとし、学校外での家庭学習等において使用する場合は、利用者及び情報端末等の貸与申込者が行うものとする。

- 2 モバイルルーターの管理は、教育委員会が行うものとする。ただし、利用者にこれを貸与した場合は、利用者及びモバイルルーターの貸与申込者が行うものとする。

(使用料等)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無料とする。ただし、学校外での充電及び通信に係る費用は、情報端末等の貸与申込者の負担とする。

- 2 モバイルルーターを利用するための通信会社との契約、設定等は、モバイルルーターの貸与申込者が行うものとし、通信に係る費用はモバイルルーターの貸与申込者の負担とする。

(管理台帳等)

第8条 教育委員会は、情報端末等の貸与状況を常に明らかにするため、情報端末等貸与管理台帳(様式第3号)を利用者の在籍する学校に備え付けるものとする。

- 2 教育委員会は、情報端末等の貸与に係る事務を、学校長に行わせるものとする。
- 3 学校長は、利用者への情報端末等の貸与状況に変更が生じたときは、速やかに情報端末等貸与管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。
- 4 教育委員会は、モバイルルーターの貸与状況を常に明らかにするため、モバイルルーター貸与管理台帳(様式第4号)を備え付けるものとする。
- 5 モバイルルーターの貸与に係る事務は、教育委員会が行うものとする。

(貸与物品の取扱い)

第9条 利用者並びに情報端末等の貸与申込者及びモバイルルーターの貸与申込者

は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて、教育委員会又は学校長の指導に従い、細心の注意をもって使用するものとする。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。
- (5) 情報端末等に学校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
- (6) 教育委員会が別に定める情報端末等の使用に関するガイドライン等に反する行為を行うこと。
- (7) その他貸与の目的に反すること。

3 利用者並びに情報端末等の貸与申込者及びモバイルルーターの貸与申込者は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（遵守事項）

第10条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信については、利用者の責任において行うこと。
- (2) 必要に応じて、教育委員会又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

（紛失等）

第11条 学校長は、情報端末等の紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

2 情報端末等の貸与申込者は、学校外での家庭学習等において、情報端末等の紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちに情報端末等紛失・盗難・毀損届（様式第5号）を利用者の在籍する学校の学校長に提出するものとする。

3 モバイルルーターの貸与申込者は、学校外での家庭学習等において、モバイルルーターの紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちにモバイルルーター紛失・盗難・毀損届（様式第6号）を教育委員会に提出するものとする。

4 前2項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は重大な過失と認められるときは、情報端末等の貸与申込者又はモバイルルーターの貸与申込者がその現品若しくは相当の対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担するものとする。

（損害賠償等）

第12条 情報端末等の貸与申込者及びモバイルルーターの貸与申込者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 学校長又は教育委員会は、情報端末等の貸与申込者及びモバイルルーターの貸与申込者による貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、その責任を負わないものとする。

（貸与の取消し）

第13条 教育委員会は、第4条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(2) 貸与物品の管理運営において、特別な事情が生じたとき。

（貸与物品の返却等）

第14条 利用者は、貸与期間が終了する日までに、情報端末等を学校長に返却し、又はモバイルルーターを教育委員会に返却するものとする。

2 利用者は、前条の規定により貸与を取り消されたときは、学校長又は教育委員会が別に定める日までに、情報端末等を学校長に返却し、又はモバイルルーターを教育委員会に返却するものとする。

3 利用者は、貸与物品の返却時に、第11条に規定する貸与物品の毀損が発覚した場合において、その毀損の理由が利用者の故意又は重大な過失と認められるときは、情報端末等の貸与申込者又はモバイルルーターの貸与申込者がその現品若しくは相当の対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担する

ものとする。

4 利用者が、貸与物品を第1項又は第2項に規定する日までに返却せず、学校長又は教育委員会からの督促にも応じない場合は、情報端末等の貸与申込者又はモバイルルーターの貸与申込者は、貸与物品の相当の対価を弁償するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。